

# 「2010年度版 今日の一問」 (やまだ塾)

(2010年4月26日掲載)

No.4	「地域生活定着支援センターおよびひきこもり地域支援センターの整備」について述べよ。										
解答	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 555 427 696">項目</th> <th data-bbox="427 555 959 696">地域生活定着支援センターの整備 (事業名:「矯正施設退所者の地域生活定着支援事業」)</th> <th data-bbox="959 555 1495 696">ひきこもり地域支援センターの整備 (事業名:「ひきこもり対策推進事業」)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 696 427 1608">(1)調査による課題等</td> <td data-bbox="427 696 959 1608"> <p>■2006年の法務省特別調査等</p> <p>①親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人で、うち高齢者・障害を抱え自立が困難な者は約1,000人である。(2006年法務省特別調査)</p> <p>②65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後で、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(同調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約3/4が2年以内に再犯に及んでいる(2007年版犯罪白書)。</p> <p>③調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者・知的障害が疑われる者410名、療育手帳所持者は26名であった。知的障害者・知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%であった。(2006年法務省特別調査)</p> </td> <td data-bbox="959 696 1495 1608"> <p>■「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査等</p> <p>①ひきこもりに特化した相談窓口がないため、ひきこもり本人又は家族が相談に十分に結びついていない。</p> <p>②ひきこもりの支援は長期間に及ぶことから、各段階に応じた対応が必要となるが、各関係機関のネットワークが十分でない。</p> <p>③ひきこもり各関係機関における専門職員の知識や支援技術が十分でない。</p> <p>④ひきこもり本人又は家族に必要な情報が届いていない。</p> <p>■&lt;ひきこもりの定義(2004年「こころの健康についての疫学調査に関する研究」より)&gt;</p> <p>①「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」</p> <p>②「単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じる状態」</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1608 427 1989">(2)事業の創設・実施</td> <td data-bbox="427 1608 959 1989"> <p>■矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院)入所者には、高齢・障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、福祉的支援を受けてきていない人や親族等の受入先を確保できないまま矯正施設を退所する高齢者・障害者多くいる。このため、2009年度から「地域生活定着支援事業」が創設された。</p> </td> <td data-bbox="959 1608 1495 1989"> <p>■ひきこもりが社会問題化する中で、厚生労働省において、これまでの精神保健福祉、児童福祉、ニート対策の各分野における、ひきこもりを含む相談等の取組に加え、2009年度から、「ひきこもり対策推進事業」が創設された。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		項目	地域生活定着支援センターの整備 (事業名:「矯正施設退所者の地域生活定着支援事業」)	ひきこもり地域支援センターの整備 (事業名:「ひきこもり対策推進事業」)	(1)調査による課題等	<p>■2006年の法務省特別調査等</p> <p>①親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人で、うち高齢者・障害を抱え自立が困難な者は約1,000人である。(2006年法務省特別調査)</p> <p>②65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後で、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(同調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約3/4が2年以内に再犯に及んでいる(2007年版犯罪白書)。</p> <p>③調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者・知的障害が疑われる者410名、療育手帳所持者は26名であった。知的障害者・知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%であった。(2006年法務省特別調査)</p>	<p>■「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査等</p> <p>①ひきこもりに特化した相談窓口がないため、ひきこもり本人又は家族が相談に十分に結びついていない。</p> <p>②ひきこもりの支援は長期間に及ぶことから、各段階に応じた対応が必要となるが、各関係機関のネットワークが十分でない。</p> <p>③ひきこもり各関係機関における専門職員の知識や支援技術が十分でない。</p> <p>④ひきこもり本人又は家族に必要な情報が届いていない。</p> <p>■&lt;ひきこもりの定義(2004年「こころの健康についての疫学調査に関する研究」より)&gt;</p> <p>①「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」</p> <p>②「単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じる状態」</p>	(2)事業の創設・実施	<p>■矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院)入所者には、高齢・障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、福祉的支援を受けてきていない人や親族等の受入先を確保できないまま矯正施設を退所する高齢者・障害者多くいる。このため、2009年度から「地域生活定着支援事業」が創設された。</p>	<p>■ひきこもりが社会問題化する中で、厚生労働省において、これまでの精神保健福祉、児童福祉、ニート対策の各分野における、ひきこもりを含む相談等の取組に加え、2009年度から、「ひきこもり対策推進事業」が創設された。</p>
項目	地域生活定着支援センターの整備 (事業名:「矯正施設退所者の地域生活定着支援事業」)	ひきこもり地域支援センターの整備 (事業名:「ひきこもり対策推進事業」)									
(1)調査による課題等	<p>■2006年の法務省特別調査等</p> <p>①親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人で、うち高齢者・障害を抱え自立が困難な者は約1,000人である。(2006年法務省特別調査)</p> <p>②65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後で、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(同調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約3/4が2年以内に再犯に及んでいる(2007年版犯罪白書)。</p> <p>③調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者・知的障害が疑われる者410名、療育手帳所持者は26名であった。知的障害者・知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%であった。(2006年法務省特別調査)</p>	<p>■「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査等</p> <p>①ひきこもりに特化した相談窓口がないため、ひきこもり本人又は家族が相談に十分に結びついていない。</p> <p>②ひきこもりの支援は長期間に及ぶことから、各段階に応じた対応が必要となるが、各関係機関のネットワークが十分でない。</p> <p>③ひきこもり各関係機関における専門職員の知識や支援技術が十分でない。</p> <p>④ひきこもり本人又は家族に必要な情報が届いていない。</p> <p>■&lt;ひきこもりの定義(2004年「こころの健康についての疫学調査に関する研究」より)&gt;</p> <p>①「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」</p> <p>②「単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じる状態」</p>									
(2)事業の創設・実施	<p>■矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院)入所者には、高齢・障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、福祉的支援を受けてきていない人や親族等の受入先を確保できないまま矯正施設を退所する高齢者・障害者多くいる。このため、2009年度から「地域生活定着支援事業」が創設された。</p>	<p>■ひきこもりが社会問題化する中で、厚生労働省において、これまでの精神保健福祉、児童福祉、ニート対策の各分野における、ひきこもりを含む相談等の取組に加え、2009年度から、「ひきこもり対策推進事業」が創設された。</p>									

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2010 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

	<p>①高齢又は障害により自立困難な矯正施設退所者について、保護観察所と協働して福祉サービスにつなげるための事前準備等を行う「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備することとしている。</p> <p>②矯正施設及び退所者の帰住地は全国に分布するため、同センターがその役割を果たすためには、全国的なネットワークを築く必要がある。同センターの設置を積極的に進める。(補助率は定額(10/10相当))</p>	<p>①各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備することにより、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保する取組を推進することとしている。</p> <p>②同センターの設置を積極的に進める。(補助率は1/2)</p>
(3)センターの概要	<p>■地域生活定着支援センターの概要</p> <p>1)矯正施設退所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センターを、各都道府県に設置する。</p> <p>2)地域生活定着支援センター(職員4名は、社会福祉士・精神保健福祉士等の資格を有する者)は、保護観察所と連携して、次の2つの役割を併せ持つ。</p> <p>①退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う役割(矯正施設所在地において果たす役割)と、</p> <p>②退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う役割(帰住予定地において果たす役割)</p>	<p>■ひきこもり地域支援センターの概要</p> <p>1)都道府県・指定都市に自立支援対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」が設置され、次の役割を持つ。</p> <p>①第1次相談機能としての役割を担う。</p> <p>②各関係機関のネットワークの連携強化を図る。</p> <p>③地域のひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する。</p> <p>2)ひきこもり地域支援センターには、「ひきこもり支援コーディネーター」(社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者)を配置し、次の事業を実施する。</p> <p>①第1次相談窓口としての機能 (ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。)</p> <p>②他の関係機関との連携 (対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。)</p> <p>③情報発信 (リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域にお</p>

		けるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。)
(5)センターの整備状況	<p>①開設済み7県(2009年末現在)</p> <p>②2009年度内に開設予定4県</p> <p>③2010年度当初予算に計上を検討中29都道府県</p> <p>(2009年12月現在アンケート結果)</p>	<p>①開設済み17都道府県市(2009年末現在)</p> <p>②2009年度内に開設予定1市</p> <p>③2010年度中開設予定10県市</p> <p>④その他,自治体単独のひきこもり専用相談窓口7県市で設置</p> <p>(2009年10月アンケート結果)</p>
(6)2010年度予算	<p>・2010年度予算案セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数</p> <p>・1か所当たり事業費1,700万円(12か月分の所要額)</p>	<p>・2010年度予算案セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数</p> <p>・1か所当たり事業費700万円(補助額350万円)</p>
(7)その他	<p>■これまでの政府の対応</p> <p>[1]「骨太の方針2008」</p> <p>・「再犯防止の観点から,地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ,矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。」</p> <p>[2]「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(犯罪対策閣僚会議(2008年12月22日))</p> <p>・「高齢・障害等により,自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため,刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに,「地域生活定着支援センター(仮称)」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し,各都道府県の保護観察所と協働して,社会復帰を支援する。」</p> <p>[3]「骨太の方針2009」</p> <p>・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2009」を進め,「世界一安全な国,日本」を目指す。</p>	<p>■2010年4月から「子ども・若者育成支援推進法」が施行された。</p> <p>・この法律は,教育,福祉,雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに,ニート,ひきこもりといった困難を抱える若者の方への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図る内容としている。「ひきこもり地域支援センター」は,その地域ネットワークを構成する機関とされている。</p>

(参考:全国厚生労働関係部局長会議資料 等)

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2010 Shunsaku Yamada. All rights reserved.